

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 運営に関する基準（第 7 条－第 32 条）

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第 3 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な

限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人（次に掲げる者を除く。）とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人でその役員又は使用人のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）のあるもの
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配する者

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常

勤であるもの（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）

を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用

申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した場合においてその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ

め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、その提供する指定居宅介護支援の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者のサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれている環

境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合において、

当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1に相当する期間の日数を超えないようにしなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を随時開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、その必要がある場合はその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、当該利用者に係る必要な情報を提供する等、指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。
- (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならない。
- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭

和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

い。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(介護支援専門員の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、

その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を市町村

に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第14号イに規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 前3章(第1条、第2条、第4条並びに第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第14条中「前条第1項」とあるのは「第33条において準用する前条第1項」と、第20条第2項中「この章」とあるのは「第33条において準用するこの章」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

2 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」を「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準等条例」という。)第16条第9号」に改める。

第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針」を「指定居宅介護支援等基準等条例第16条各号に掲げる具体的取扱方針」に改める。

議案第 83 号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 運営に関する基準（第 7 条－第 31 条）

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 32 条－第 34 条）

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項第 1 号、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することがないように、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人（次に掲げる者を除く。）とする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人でその役員又は使用人のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）のあるもの

(3) 暴力団員がその事業活動を支配する者

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当

該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく、指定介護予防支援の提供を拒んではなら

ない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した場合においてその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため大津市地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防支援を提供することができるよう、指定介護予防支援事業所ごとに、担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所

の担当職員によって指定介護予防支援を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（担当職員の健康管理）

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、第33条第9号に規定するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第26条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発

生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(2) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(5) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第16号ウに規定するモニタリングの結果の記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定

しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、その提供する指定介護予防支援の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者のサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点並びに指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援の内容及び期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成したときは、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第77条第1項第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）その他の指定介護予防サービス等基準等条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書その他の指定介護予防サービス等基準等条例において位置付けら

れている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準等条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を行うこと。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場

合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合において、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね2分の1に相当する期間の日数を超えないようにしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を随時開催し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、その必要がある場合はその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又

は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は、当該利用者に係る必要な情報を提供する等、指定居宅介護支援事業者との連携を図るものとする。
- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の4第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第34条 介護予防支援の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮することができるよう、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能等の改善だけを目指すものではなく、これらの改善や環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者がすることができる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付との連続性及び一貫性が確保された支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能が改善した後もその状態を維持するための支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第1章から前章まで(第1条、第2条、第4条並びに第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と、第14条中「前条」とあるのは「第35条において準用する前条」と、第15条第4号及び第19条第2項中「この章」とあるのは「第35条において準用するこの章」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 2 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第17条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準等条例」という。)第33条第9号」に改める。

第68条第1項第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準等条例第33条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準等条例第34条各号」に改める。

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項前段を次のように改める。

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が第 1 号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第 1 号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

第 6 条第 5 項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第 1 号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する」を「本市の定める当該第 1 号訪問事業の」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第8条第1項に規定する」を「本市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号」を「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準等条例」という。）第16条第9号」に改める。

第27条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第28条中「時に」を「場合において」に、「場合その他必要な場合」を「ときその他必要と認められるとき」に改める。

第43条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準等条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして本市が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「本市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第45条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第45条第1項に規定する」を「本市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第49条第3項中「（指定介護予防サービス等基準等条例第49条第1項）を」（大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第49条第1項」に改める。

第62条第2項中「第60条第1項」を「第62条第1項」に改める。

第64条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第65条第5項中「第192条第1項」を「第192条第10項」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第76条中「時に」を「場合において」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第80条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の1号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第86条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第91条第1項中「とする。）」を「という。）」に改める。

第99条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し、」を加える。

第100条第1項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準等条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準等条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に、「(1) 機能訓練指導員」を

「(4) 機能訓練指導員」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第98条第1項から第7項までに規定する」を「本市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第102条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第100条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第100条第1項から第3項までに規定する」を「本市の定める当該第1号通所事業の」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項に掲げる設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内容を市長に届け出るものとする。

第103条第4項中「第94条第4項」を「第96条第4項」に改める。

第109条中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第111条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第112条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第113条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第115条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し、」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 指定療養通所介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項に掲げる設備を利用して夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内容を市長に届け出るものとする。

第125条第1項中「時に」を「場合において」に、「場合等」を「とき等」に改める。

第130条第2項第6号中「第40条第2項」を「第111条の2第2項」に改める。

第131条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第111条」を「第111条の2」に、「と読み替える」を「と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」と読み替える」に改める。

第132条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準等条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして本市が定めるものに限る。）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第113条第1項から第6項までに規定する」を「本市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第134条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第132条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第115条第1項から第3項までに規定する」を「本市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第135条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に改める。

第136条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第140条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第141条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合

は、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第151条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第165条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の状況又は利用者の家族等の事情により緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要であると指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準等条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が認める者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第168条中「第111条」の次に「の規定」を加える。

第171条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第182条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を「、指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第188条中「「看護職員」と」の次に「、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第191条第1項第3号ア中「6.4平方メートル」を「6.4平方メートル以上」に改める。

第209条第10項中「努めなければならない」を「努めなければならない」に改める。

第217条第3項を削る。

第218条第2項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第224条第1項中「、当該」を「当該」に改める。

第236条第2項第8号を削る。

第240条第4項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第242条第7項中「前各項に」の次に「定めるもののほか」を加える。

第247条第2項第10号を削る。

第248条中「第222条から第227条まで」を「第222条、第224条から第227条まで」に改める。

第250条第2項中「次に掲げる事業者の指定」を「次の各号に掲げる事業者の指定」に、「次に」を「、当該各号に」に、「に掲げる規定」を「に定める規定」に改める。

第258条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第261条の見出し中「備え付け」を「備付け」に改める。

第262条第2項第4号中「かかる」を「係る」に改める。

第265条中「第4節」を「前節」に、「第257条」を「第265条において準用する第257条」に改める。

附則第3条中「第221条第3項又は第243条第3項」を「第220条第3項又は第242条第3項」に改める。

附則第4条中「もの」を「ものに」に、「第87条第2項第1号ア及び第93条第2項第1号ア」を「第220条第4項第1号ア及び第242条第4項第1号ア」に改める。

附則第5条中「建築中」を「同年4月1日において建築中」に、「第93条第2項第1号ア」を「第242条第4項第1号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧

法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第43条第3項並びに第45条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第100条第1項第3号及び第8項、第102条第4項、第132条第1項第3号及び第7項並びに第134条第4項の規定は、なおその効力を有する。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 151 条」の次に「・第 151 条の 2」を加え、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第 84 条第 3 項、第 85 条、第 192 条第 10 項、第 193 条第 2 項及び第 194 条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第 1 条中「第 78 条の 2 第 4 項第 1 号」を「第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 1 項第 4 号ア」を「前項第 4 号ア」に改め、「又は大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 16 号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第 6 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 4 項中「指定介護予防サービス等基準等条例」を「指定居宅サービス等基準等条例」

に改め、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改め、同条第9項中「第26条第1項」の次に「及び第27条」を加え、同条第12項中「指定居宅サービス等基準等条例第1項第1号ア」を「同条第4項」に改める。

第24条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第30条第1項中「時に」を「場合において」に、「場合その他必要な場合」を「ときその他必要と認められるとき」に改める。

第33条第2項中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「市町村長」を「市長」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改め、同条第3項中「市町村長」を「市長」に改める。

第44条第2項中「第43条第2項第3号」を「前条第2項第3号」に改める。

第54条中「ときに」を「場合において」に、「場合その他必要な場合」を「ときその他必要と認められるとき」に改める。

第57条第3項中「市町村長」を「市長」に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し、」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項に掲げる設備を利用して夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内容を市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第41条」を削る。

第83条第1項中「、(第7項)」を「(第7項)」に改め、同条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第83条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の(1)の項の中欄」に改め、同条第11項中「第63条第11号」を「第63条第11項」に改め、同条第12項中「別に」を削る。

第84条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の(1)の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加え、

「３年以上認知症である者の介護に」を「認知症である者の介護に３年以上」に改める。

第８６条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１号中「１５人（）」の次に「登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、」を加え、「、１２人」を「１２人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

第９２条第２項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第９７条第６項中「行う」の次に「ものとする」を加える。

第１０２条中「、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 前項本文の規定にかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスについては、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第１０６条第１項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村」を「本市」に改める。

第１０７条中「第８３条第６項各号」を「第８３条第６項の表の中欄」に改める。

第１１１条第４項中「に定める」を「に規定する」に改める。

第１１２条第２項中「３年以上認知症である者の介護に」を「認知症である者の介護に３年以上」に改める。

第１１４条第１項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。

第１２２条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第１３１条第９項中「に定める」を「に規定する」に改める。

第136条を次のように改める。

第136条 削除

第149条第2項第9号を削る。

第8章第1節中第151条の次に次の1条を加える。

(入所定員)

第151条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

第152条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第181条第4項において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準等条例」を「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準等条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合における介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第153条第1項第6号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第177条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第181条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「複合型サービス（」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第193条第2項中「3年以上認知症である者の介護に」を「認知症である者の介護に3年以上」に改める。

第194条の見出しを「（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第195条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第196条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第197条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第198条の見出しを「（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「時に」を「場合において」に、「場合その他必要な場合」を「ときその他必要と認められるとき」に

改める。

第202条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第203条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項の表の中欄」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第7条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第152条第13項の規定は、なおその効力を有する。